

お知らせ☆

市民課窓口業務の時間延長

市民課の窓口業務の時間延長を行っています。どうぞご利用ください。
時 4月6日(金)まで(土・日曜日を除く) 午後5時15分～6時
内 住民異動届(転入、転出など)、証明書交付(住民票、戸籍謄抄本など) ※各総合支所や出張所は延長業務を行いません。
 ☎ 市民課 ☎23-6079

平成19年度耐震改修促進事業を実施

***木造住宅の耐震診断**
 木造住宅の耐震診断を行います。
対 昭和56年5月31日以前に建築された3階建てまでの戸建木造住宅
受付戸数 52戸(先着順)
発 8,000円～
持 印鑑
 ※申込書に記入していただく必要がありますので、事前に問い合わせください。
***木造住宅の耐震改修工事**
 木造住宅の耐震改修工事への助成を行ないます。
対 市で実施した耐震診断により作成した改修計画に基づき、改修設計および改修工事または建て替えをする住宅
受付戸数 20戸(先着順)
補助限度額 300,000円(改修費用の1/3)
 ※一定の条件を満たす耐震改修工事を行った住宅は、所得税額の特別控除および固定資産税の減免措置が受けられます。

***危険ブロック塀等の除却**
 危険ブロック塀等の除却への助成を行います。ブロック塀などの私有財産は、所有者の責任で管理するのが基本です。災害に備え、危険ブロック塀などの改善をお願いします。
対 道路に面していて、市が調査を行い危険と判定されたブロック塀など
助成件数 20件程度(先着順)
助成額 1件あたり4,000円/mまたは限度額150,000円のいずれか低い額 ※すでに除却したブロック塀などについても関係書類(図面・写真など)があれば対象となります。
申 いずれも4月16日(月)から12月28日(金)まで、建築住宅課建築指導係または各総合支所産業建設課
***木造住宅の耐震に関する相談**
 木造住宅の耐震に関する相談も随時行っています。気軽にご相談ください。
 ☎ 建築住宅課建築指導係 ☎23-8057

生ごみ処理容器の購入補助および資源回収事業奨励金

***家庭用生ごみ減量対策奨励金**
対 市内に在住し、堆肥化されたものを有効活用できる人
補助金額 ①生ごみ処理容器: 購入費の1/2(上限3,000円で1世帯5年間で2基まで) ②電気式生ごみ処理機: 購入費の1/2(上限25,000円で1世帯5年間で1基まで)
 ※同一年度内で両方の補助を受けるとはできません。
持 印鑑、見積書
***資源回収事業奨励金**

対 営利を目的としない子ども会、自治会、婦人会などの団体(団体登録が必要) ※自ら資源回収を実施した団体が対象となります。業者委託や集積所から持ち出した場合は対象になりません。
奨励金交付額 1kgあたり3円(ただし、市が指定する資源物に限る。)
持 ①団体登録(年1回): 代表者印鑑、登録会員名簿、団体または代表者の口座番号がわかるもの ②交付申請: 代表者の印鑑、資源回収仕切伝票
申 いずれも環境保全課または各総合支所総務課へ
 ☎ 環境保全課廃棄物対策係 ☎23-6074

カルガモ・カラス駆除にご注意を!

農作物への被害を未然に防ぐため、カルガモおよびカラスの銃器駆除を行います。駆除区域は、市街地および銃猟禁止区域を除く市内全地域です。ご注意ください。
時 古川地域: 4月20日(金)、5月18日(金) 松山地域: 5月19日(土)・26日(土) 岩出山地域: 4月下旬
 ※他の地域は、4月～5月に実施予定。
 ☎ 農林振興課林政係 ☎72-1215

山火事防止にご協力を!

春は空気が乾燥するとともに風が強くなり、枯れ草や枯れ葉が多いことから、山火事が発生しやすい季節です。山火事の原因は、「たき火」や「たばこの不始末」によるものが多く、私たちの注意で防ぐことができます。行楽に出かける人や野外作業を行う人は、

次のことに注意してください。
 ①空気が乾燥している日や強風の日は、たき火をしない。
 ②たき火などの場所を離れるときは、完全消化を確認する。
 ③たばこの吸殻は投げ捨てない。
 ④山林付近の火入れをするときは、必ず市の許可を受ける。
 ☎ 農林振興課林政係 ☎72-1215

下水道供用開始区域の関係書類・図面の縦覧

4月1日から供用を開始する区域の関係書類・図面を縦覧します。
時 4月2日(月)～19日(木) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)
所 下水道課(市役所東庁舎3階) 供用開始区域
【公共下水道事業】
古川地域: 駅東三・四丁目、李埠一・三丁目、江合錦町二丁目、江合本町二丁目、福沼二丁目、各地内の一部
松山地域: 長尾字館・丸山・兵庫屋敷・富田上地内の一部
三本木地域: 南谷地字熊野越・要害、三本木字善並田、各地内の一部
鹿島台地域: 平渡字中里・吹上、木間塚字築道、各地内の一部
岩出山地域: 東御名掛、毘沙門、新通丁、重蔵、下川原、東川原、上川原、船場、東川原町、各地内の一部

鳴子温泉地域: 湯元、河原湯地内の一部
【農業集落排水事業】
岩出山地域一栗地区: 池月字下宮苗代目・下宮八幡・上一栗久保沢・上一栗坪ノ内、下一栗字中富田前・神明前・田下浦、上野目字天王寺・上辻堂・南境野目、各地内の一部
 ☎ 下水道課排水設備係 ☎23-8047

市民病院眼科外来

4月1日から5月31日まで常勤の眼科医師が不在となるため、眼科外来診療日および受付時間を下記のとおり変更します。
診療日 毎週火・水・金曜日
受付時間 いずれも午前8時～10時 ※月曜日と木曜日は診療を行いません。なお、6月からは常勤医師2名体制となりますので、再度、診療日が変更になります。
 ☎ 大崎市民病院眼科外来 ☎23-3311

春の農作業事故にご注意を!

県内では毎年10件程度、農作業中の死亡事故が発生しており、その大半が60歳以上の高齢者の事故です。事故原因の多くは、トラクターの操作ミスや判断の甘さによる転倒・転落事故です。

これから春の農繁期を迎えるにあたり、「慣れた仕事だから」と油断せず、慎重な作業を心がけ、農作業事故の防止に努めましょう。
 ☎ 農林振興課 ☎23-7090

鯉のぼりをお譲りください!

市では、鳴子ダム管理事務所の協力により、毎年ゴールデンウィークに鳴子ダムで「鯉の滝のぼり」を実施し、春の風物詩として皆さんに楽しんでいただいています。不用になった大きい鯉のぼりがありましたら、無償でお譲りください。ご協力をお願いします。
送付先 〒989-6892 鳴子温泉字新屋敷65 鳴子総合支所観光農政課
 ☎ 鳴子総合支所観光農政課 ☎82-2026

ひまわり生活体験交流事業

昨年8月9日から11日に大崎市を会場に行われた、三本木地域と横浜市港南区との「ひまわり生活体験交流事業」は、全国モーターボート競走施行者協議会の助成を受け実施した事業です。なお、今年度は8月に横浜市港南区を会場に交流事業を開催する予定です。
 ☎ 三本木総合支所総務課 ☎52-5830

大崎市の人口

人	口	男	女	世帯数
3月1日現在	138,802人	67,473人	71,329人	46,205世帯
地域	男	女	計	世帯数
古川	36,532人	38,385人	74,917人	26,200世帯
松山	3,386人	3,649人	7,035人	2,119世帯
三本木	4,198人	4,311人	8,509人	2,496世帯
鹿島台	6,540人	6,987人	13,527人	4,285世帯
岩出山	6,513人	6,921人	13,434人	4,379世帯
鳴子温泉	3,973人	4,426人	8,399人	3,157世帯
田尻	6,331人	6,650人	12,981人	3,569世帯



国民年金の保険料が変わります

平成19年4月分より国民年金保険料は、月額14,100円になります。4月初めに社会保険庁より、年間の納付書が入った「国民年金保険料納付案内書」が送付されますので、各月の保険料は納付期限(翌末日)までに納めてください。(口座振替を利用している人には送付されません。)ただし、全額免除・若年者納付猶予に該当している、7月以降継続しなかった人には、7月に送付されます。

◆平成19年度 国民年金保険料(月額)

- 定額保険料 14,100円
- 定額+付加保険料 14,500円
- ※付加保険料400円は変更ありません。

◆保険料の一部が免除されている場合

- 3/4免除(1/4納付) 3,530円
- 半額免除(半額納付) 7,050円
- 1/4免除(3/4納付) 10,580円

※保険料の一部が免除されている人には、免除の承認期間が6月までであることから、4月に4月～6月分の納付書が送付され、7月に7月以降の定額の納付書が送付されます。

20歳以上の学生の皆さんへ

国民年金保険料の負担が困難な学生の人のための「学生納付特例制度」は、毎年度ごとに申請が必要です。一度の申請で承認される期間は3月で終了しますので、4月になったら忘れずに新年度の申請をしてください。

◆学生納付特例ってどんな制度?

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入することが義務付けられています。しかし、学生本人の前年の所得が一定額以下の場合は、申請により在学期間の保険料の納付が猶予されます。学生納付特例が承認されると保険料の納付が猶予され、10年の間に後払い(追納)ができるようになります。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に納付するときは経過期間に応じて、当時の保険料に加算額が上乘せられます。また、猶予期間中もしもの事故や病気で障害を負った場合も、障害基礎年金の保障が受けられ、年金を受給するための必要な年数(25年)にも含まれます。

対象: 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種専門学校(修業年限1年以上である課程)に在学する人で、夜間・定時制・通信制課程も含まれます。
申請: 年金手帳、学生証または在学証明書を持参し、市役所市民課国民年金係および各総合支所市民課国民年金係へ ※本人以外(家族)の人が申請する場合は、印鑑と本人確認のための運転免許証などが必要です。

古川社会保険事務所 ☎23-1200